

防管開第 2908号
14. 3. 29
改正 防経技第11752号
18. 12. 28
改正 防官文(事)第18号
27. 10. 1
改正 防装庁(事)第446号
令和2年12月25日
改正 防装庁(事)第132号
令和4年3月31日

長 官 官 房 長
各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿
技術研究本部長
装 備 本 部 長
防 衛 施 設 庁 長 官

事 務 次 官

防衛省における職務発明に係る利益実績の算定手続及び補償金の算定
等について（通達）

標記について、職務発明に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第46号。以下「訓令」という。）第16条の規定に基づき、下記のとおり定められたので、これにより実施されたい。

なお、「防衛庁における職務発明に係る利益実績の算定手続等について」（防装開第362号（53. 1. 31））は廃止する。

記

- 1 利益実績の算定手続
 - (1) 調達要求書への明示

各機関の長（訓令第16条第4項に規定する各機関の長をいう。以下同じ。）であって、生産について同条第3項に規定する特許発明の国内における実施を伴う物（以下「部内実施装備品等」という。）の調達を計画する者は、部内実施装備品等について調達要求書により調達要求するときは、調達要求書に添付する仕様書等に当該部内実施装備品等が職務発明に係るものであることを明示するものとする。

(2) 部内実施施行通知の送付

各機関の長は、各年度において取得した部内実施装備品等について部内実施施行通知（様式第1）を作成し、調達要求書（写し）、職務発明に係る部分を表示した仕様書、図面又はこれらに類するものを添付して翌年度の4月20日までに防衛装備庁長官（以下「長官」という。）に送付するものとする。ただし、省略することについて長官と調整を経た書類は添付を要しない。

(3) 部内実施通知の変更

前号の規定は、部内実施施行通知を送付した後において部内実施施行通知を変更する必要がある場合について準用する。

(4) 価格算定依頼書及び受領検査書類等の依頼

長官は、部内実施施行通知に基づき、部内実施装備品等で特許権の設定の登録後の特許発明実施に係るものについて、職務発明の実施部分を明示した価格算定依頼書（様式第2）を作成し、部内実施施行通知を受けた年度の4月30日までに、各機関の長であって当該部内実施装備品等の調達その他の方法による生産を実施する者に送付して、職務発明の実施部分の価格の算定を依頼するとともに、部内実施装備品等の受領検査又は取得の事実を証明する書類の送付を依頼するものとする。

(5) 準用の規定

前号の規定は、第3号の規定に基づき長官が部内実施施行通知の送付を受けた場合について準用する。

(6) 価格算定書及び受領検査書類等の送付

価格の算定の依頼を受けた各機関の長は、価格算定書（様式第3）を作成するとともに、各年度において受領検査又は取得を了した部内実施装備品等について、受領検査又は取得の事実を証明する書類を添付して依頼を受けた年度の7月10日までに長官に送付するものとする。ただし、依頼を受けた年度の7月10日までに当該部内実施装備品等の価格が確定していないときは、当該各機関の長は、その旨を長官に通知し、当該価格が確定した後速やかに価格算定書を作成し、長官に送付するものとする。

2 補償金の算定

(1) 登録補償金の算定

長官は、国に帰属した職務発明に係る特許を受ける権利に基づく特許出願により特許権を取得した場合において、発明者から請求があったときは、当該発明者に対し、特許権 1 件につき、7, 500 円に 1 請求項（特許請求の範囲に記載された 1 発明をいう。）につき 1, 500 円を加えた額を支払うものとする。

(2) 部外実施における補償金の算定

長官は、国に帰属した職務発明に係る特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得た場合において、発明者から請求があったときは、当該発明者に対し、当該特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により各年度において国に納入された金額（以下「国の収入実績」という。）の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる方法により算定した額の補償金を支払うものとする。

国の収入実績	実施補償金の額
50 万円以下の金額	該収入実績 $\times$ 100 分の 30
50 万円を超える金額	(当該収入実績 $-$ 50 万円) $\times$ 100 分の 20 $+ 15$ 万円
100 万円を超える金額	(当該収入実績 $-$ 100 万円) $\times$ 100 分の 10 $+ 25$ 万円
150 万円を超える金額	(当該収入実績 $-$ 150 万円) $\times$ 100 分の 5 $+ 30$ 万円

(3) 部内実施における補償金の算定

前号の規定は、国に帰属した職務発明に係る特許発明（物の発明又は物を生産する方法の発明に限る。）の特許権の設定の登録後の国内における実施により物の生産において利益を得た場合に準用する。この場合において、前号中「特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得た場合」とあるのは、「特許権の設定の登録後における実施により利益を得た場合」と、「当該特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により各年度において国に納入された金額」とあるのは、「当該特許権の設定の登録後における実施により各年度において国が得た利益の額」と、「国の収入実績」とあるのは、「国の利益実績」と、「当該収入実績」とあるのは、「当該利益実績」と読み替えるものとする。

(4) 利益の算定方法

前号にいう利益の額は、国が自ら物を生産する場合は生産費用額に、2. 7

%及び「特許権等契約ガイドライン」（１０特総第１１７３号）Ⅴ．参考資料
１．実施料算定例（以下「算定方法」という。）にいう特許権等の製品への関
与度（利用率）を乗ずることにより算定するものとする。ただし、長官が特段
の事情があると認めた場合は、「算定方法」にいう増減率を適用することがで
きるものとする。

(5) 共同発明者に対する補償

第１号から第３号の規定において、補償金の支払を受ける権利を有する発明
者が２名以上あるときは、補償金の請求は、その持分に応じてそれぞれの発明
者から行わせ、補償金はその持分に応じて発明者に支払うものとする。

３ その他

(1) 考案及び意匠の創作への準用

この通達の規定は、職員がした考案及び意匠の創作に準用する。考案の場合、
第２項第１号中「７，５００円」とあるのは、「２，５００円」と、「１，５
００円」とあるのは「５００円」と読み替えるものとする。また、意匠の創作
の場合、第２項第１号中「７，５００円に１請求項（特許請求の範囲に記載さ
れた１発明をいう。）につき１，５００円を加えた額」とあるのは「３，０
０円」と読み替えるものとする。

(2) 出願変更されたときの補償

出願中に特許出願が実用新案登録出願又は意匠登録出願に変更されたときは
それぞれ考案又は意匠の創作の、実用新案登録出願又は意匠登録出願が特許出
願に変更されたときは発明の例による。

(3) 発明者からの補償金請求用紙

訓令第１６条第１項から第３項までにおいて、発明者が補償金を請求する際、
登録補償金に関しては様式第４、部外実施補償金に関しては様式第５、部内実
施補償金に関しては様式第６を用いるものとする。

(4) 補償金請求権の承継人又は転退職者に対する補償

この通達の規定は、発明者の有する当該補償金の支払を受ける権利を承継し
た者又は転退職した発明者から補償金の請求があった場合に準用する。

(5) 補償金の支払方法

この通達の規定により算定された補償金の金額が、１人につき通算して年間
６００万円を超える場合の支払方法については、別に定めるところによる。

４ 経過措置

防衛省における職務発明に係る利益実績の算定手続及び補償金の算定等につい
ての一部改正について（防装庁（事）第１３２号。令和４年３月３１日）による

改正後のこの通達の規定は、令和4年4月1日以降に完成した職務発明について適用し、同日前に完成した職務発明については、なお従前の例による。

様式第 1

記 号 番 号
年 月 日

防衛装備庁長官 殿

各 機 関 の 長

令和〇〇年度部内実施装備品等の生産について（通知）

標記について、別添のとおり通知する。

添付書類：令和〇〇年度部内実施装備品等生産一覧表
部内実施施行書

(一連番号)

部内実施施行書

- 1 部内実施装備品等の名称
- 2 調達要求番号等
- 3 生産数量
- 4 取得期日
- 5 該当期間中の取得数量
- 6 発明の名称
- 7 特許番号
- 8 発明者の氏名
- 9 職務発明の実施部分
- 10 その他

様式第 2

記 号 番 号
年 月 日

各 機 関 の 長 殿

防衛装備庁長官

令和〇〇年度部内実施装備品等の価格算定について（依頼）

標記について、部内実施装備品等の職務発明の実施部分について価格の算定を依頼する。

添付書類：令和〇〇年度部内実施装備品等価格算定依頼一覧表
価格算定依頼書

(一連番号)

価格算定依頼書

1 部内実施装備品等

- (1) 名称
- (2) 調達要求番号等
- (3) 生産数量
- (4) 取得期日
- (5) 該当期間中の取得数量

2 部内実施施行状況

- (1) 発明の名称
- (2) 上記装備品等のうち、職務発明の実施部分

(注) 価格の算定に当たっては、物品税その他の取引税、梱包費及び輸送費を除くものとする。

様式第 3

記 号 番 号
年 月 日

防衛装備庁長官 殿

各 機 関 の 長

令和〇〇年度部内実施装備品等の価格算定について（通知）

標記について、別添のとおり価格の算定をしたので通知する。

添付書類：令和〇〇年度部内実施装備品等価格算定一覧表
価格算定書

(一連番号)

価 格 算 定 書

- 1 部内実施装備品等の名称
- 2 調達要求番号等
- 3 発明の名称
- 4 職務発明の実施部分の価格
- 5 価格算定内訳

登 録 補 償 金 請 求 書

令和 年 月 日

防衛装備庁長官 殿

職務発明に関する訓令第 16 条
により、下記の発明に関する登録
補償金を支払われたく請求いたし
ます。

請 求 人
住所（〒 ）
氏名（フリガナ）
現職
振込先金融機関名 機関名及び支店名 種別 口座番号

記

金額 円		権利名（権利取得国名）	
発明の名称		請求項の数	
特許番号	特許年月日 年 月 日	権利者名	
発明者の氏名及びその持分			
発明者が職務発明を行ったときの所属機関			

「その他」

実 施 補 償 金 請 求 書

令和 年 月 日

防衛装備庁長官 殿

職務発明に関する訓令第 16 条
により、下記の発明に関する実施
補償金を支払われたく請求いたし
ます。

請 求 人
住所（〒 ）
氏名（フリガナ）
現職
振込先金融機関名 機関名及び支店名 種別 口座番号

記

金額 円		権利名（権利取得国名）
発明の名称		請求項の数（発明の数）
特許番号	特許年月日 年 月 日	権利者名
発明者の氏名及びその持分		
発明者が職務発明を行ったときの所属機関		
国に納入された実施料又は権利の売却代金		
実施者又は権利購入者の住所、氏名（又は名称）		

「その他」

実 施 補 償 金 請 求 書

令和 年 月 日

防衛装備庁長官 殿

職務発明に関する訓令第 16 条
により、下記の発明に関する実施
補償金を支払われたく請求いたし
ます。

請 求 人
住所（〒 ）
氏名（フリガナ）
現職
振込先金融機関名 機関名及び支店名 種別 口座番号

記

金額 円		権利名（権利取得国名）
発明の名称		請求項の数（発明の数）
特許番号	特許年月日 年 月 日	権利者名
発明者の氏名及びその持分		
発明者が職務発明を行ったときの所属機関		
実施により国が得た利益の額		
請負企業又は製作機関の住所、名称		

「その他」